

危険物製造所等休止（再開）届出書

概要	製造所等の使用を3か月以上休止しようとするとき。 休止していた製造所等を再び使用しようとするとき。
届出期間	休止（再開）する<u>5日前</u>まで
添付書類	初回休止の場合（給油取扱所の休止例） ・ 残油の抜取 ・ 洗浄 ・ 注入口の施錠 ・ 休止の札を注入口に掲げる 以上4点が分かる写真（書類）を添付してください。 ※休止する施設の形態によって、休止の措置が異なります。詳細は消防本部予防課保安指導担当へご連絡ください。 ※休止する地下貯蔵タンクを有する施設で漏れの点検を延長する場合 ①休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検延長申請書 ②休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書 以上2点を申請することで、各点検を再開日の前日まで延長することができます。 部分休止の場合 ・ 初回休止時の添付書類の他、休止するタンクの位置が分かる図面を添付してください。 再開の場合 ・ 事前に消防本部予防課保安指導担当へご相談ください。
注意点	休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、または取扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜取る行為は、別途【仮取扱承認】を受ける場合があるので留意してください。 再開の目途がある場合は【休止届】、将来に向かって危険物施設としての機能を完全に停止する場合は【廃止届】になります。